

お知らせ

平成30年分所得の申告受付

問税務課 ☎(57)4122

2月18日(月)から3月15日(金)の間、役場新館2階大会議室において、平成30年分所得の申告受付をいたします。今年も地区ごとの日程はございません。申告の必要がある方はご準備ください。
詳細につきましては、広報のぎ2月号でお知らせいたします。

確定申告は正しくお早めに

問栃木税務署

☎0282(22)0885

- ◆平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告と納税
2月18日(月)～3月15日(金)
- ◆平成30年分の贈与税の申告と納税
2月1日(金)～3月15日(金)
- ◆平成30年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告と納税
4月1日(月)まで

税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日)は相談及び受付は行っておりませんが、申告書は郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

申告書・決算書等の作成は「確定申告書等作成コーナー」で!

◇国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただく**自宅等**で**確定申告書**が作成できますので、e-Taxで送信・書面で印刷して送付のいずれかでご提出ください。

◇「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、平成31年1月から、「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際、IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告することができますので、是非ご利用ください。

栃木税務署の確定申告会場は「栃木商工会議所大ホール」です

平成30年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申

告相談及び申告書の受付を次のとおり行います。

確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけお早めに提出してください。

	税務署による 申告相談	税理士会による 申告無料相談
会 場	栃木商工会議所大ホール (栃木市片柳町2丁目1番46号)	
開 設 期 間	2月18日(月) ～3月15日(金)	2月18日(月) ～3月12日(火)
受 付 時 間	9時～16時	9時～16時

※土・日曜日は開設していません。

※開設期間中は栃木税務署庁舎では申告相談を行っておりませんのでご注意ください。

※申告会場では現金納付の窓口業務は行いません。

※栃木商工会議所への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

※申告会場の駐車場は、混雑が予想されますので、お車のご来場はなるべくご遠慮ください。

税理士会が行う還付申告無料 税務相談

☎2月6日(水)

所 税理士会栃木支部各会員事務所
対 所得金額300万円以下の給与所得者及び年金受給者で、少額の還付申告相談

※相談内容により料金がかかることもあり、お申込みの際に税理士事務所にご確認してください。

問い合わせ先

税理士会栃木支部

☎0282(24)4861

スマホ専用画面について

【いつでもどこでもスマホで申告】
平成31年1月から、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」に「スマホ専用画面」が設けられます。

「スマホ専用画面」は、給与所得者(年末調整済み)で医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をされる方がご利用いただけるもので、スマートフォンやタブレットでも画面が見やすく、また、操作しやすくなっております。平成30年分の確定申告は、是非、スマートフォンで行ってください。

お知らせ

医療費控除に関する明細書の提出義務化について

【医療費控除を適用される方へ】
平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

なお、税務署から記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。

公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

【公的年金等を受給されている方へ確定申告不要制度のお知らせ】

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。（所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。）

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件

となつている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

配偶者控除・配偶者特別控除の改正について

平成30年分の確定申告から次のとおり改正されます。

(1) 配偶者控除

申告者本人の合計所得金額が1000万円を超える場合は、配偶者控除を受けられないこととなりました。

また、控除額について、改正前は一律38万円とされていましたが、改正後は、申告者本人の合計所得金額に応じ、

①900万円以下の場合38万円(48万円)

②900万円超950万円以下の場合26万円(32万円)

③950万円超1000万円以下の場合は13万円(16万円)とされました(※)。

※()内の金額は、老人控除対象配偶者(控除対象配偶者のうち、12月31日現在の年齢が70歳以上の者をいいます。)の場合となります。

(2) 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なることとなりました。詳細は、国税庁ホームページ「タックスアンサーNo.1195」を御覧ください。

なお、申告者本人の合計所得金額が1000万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用はありません。

還付金の受取方法について

還付される税金があるときは、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預貯金の種別及び口座番号を正確に書いてください。

なお、振込先の預貯金口座は申告者本人名義のものに限ります。

贈与税の申告と納税について

平成30年分の贈与税の申告と納税(現金納付のみ)は、2月1日(金)から3月15日(金)です。

なお、贈与税額が10万円を超え、かつ期限内に納付ができないときは、期限内に申請することにより担保を提供して5年内の年賦で納める延納制度があります。この場合、所定の割合で利子税がかかります。

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税について

平成30年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告と納税は、4月1日(月)までです。(振替納税をご利用の方は4月24日(水)が振替日です。)

